

建築物の高さの最高限度の変更 (絶対高さ制限)

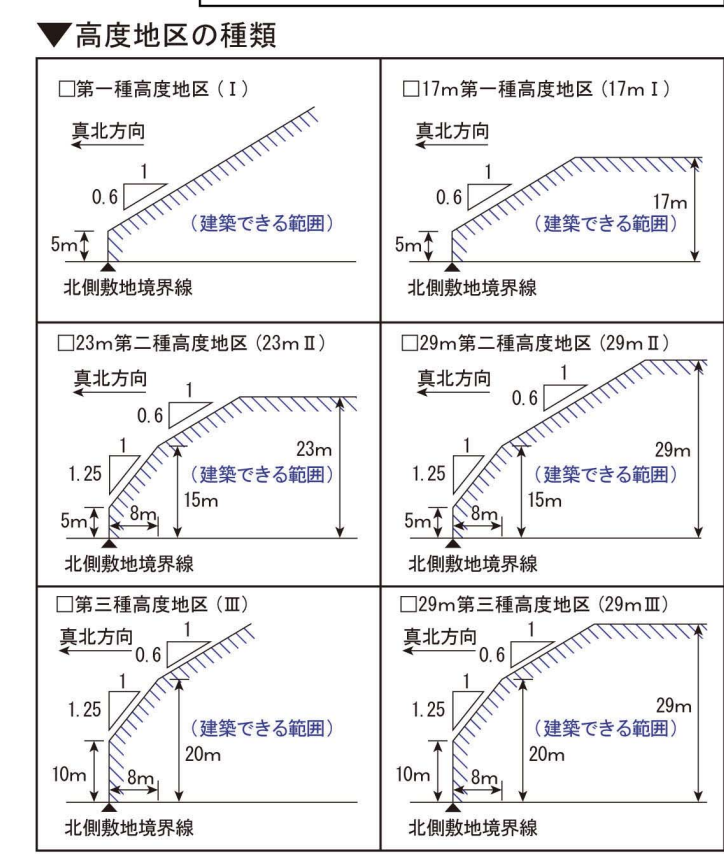
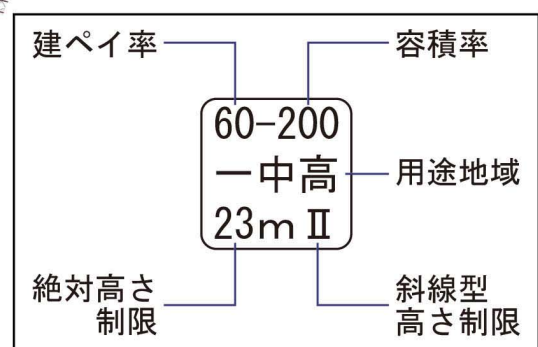
※広げてA・D面をご覧ください

建築物の高さの最高限度(絶対高さ制限)の概要は、
中面(B・C面)をご覧ください

用途地域種別	建ぺい率	容積率	高度地区	
			斜線型高さ制限	絶対高さ制限
第一種低層住居専用地域	30	60	第一種高度地区	※
	40	80	第一種高度地区	※
第一種中層住居専用地域	50	150	第二種高度地区	23m
	60	200	第二種高度地区	23m
第二種中層住居専用地域	50	150	第一種高度地区	17m
	50	150	第二種高度地区	23m
第一種住居地域	60	200	第二種高度地区	23m
	60	200	第二種高度地区	23m
第二種住居地域	60	200	第二種高度地区	23m
	60	300	第三種高度地区	29m
	60	300	-	-
準住居地域	60	200	第二種高度地区	23m
	60	300	第二種高度地区	29m
近隣商業地域	80	300	第三種高度地区	-
	80	300	-	-
商業地域	80	400	-	-
	80	500	-	-
	80	600	-	-
準工業地域	80	700	-	-
	60	200	第二種高度地区	23m

※ 第一種低層住居専用地域は、既に10mの絶対高さ制限が指定されています。
(注) 高度地区欄「-」は、駅周辺における中心市街地の高度利用を図るため高度地区の指定はありません。

都市施設	(多3・3・8)	都市計画道路
	28M	
		都市計画公園



保存版

※本図に記載されている都市計画を表す線は概略を示すものです。詳細は都市計画課☎(338)6856(市役所東庁舎2階)までお問い合わせください